

表1 委員指摘事項と対応状況・方針(案)（第5回排水規制等専門委員会時の指摘）

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
	A	表5(答申におけるP5「選定の視点」)について、各項目が関連している旨わかるように記載して欲しい。(大塚委員)	御意見の通り修正した。
	B	生活環境の保全をどこまで入れるかは議論が必要だろう。(大塚委員)	水生生物保全の観点について追加した。
	C	水生生物の方が事故の影響を直接受けるので、水生生物の観点を除くのはおかしい。(中杉委員)	
	D	保護する視点について、生活環境の保全の所で、水生生物の保全は対象とすべき。検討の結果が残ることが大事。(古米委員)	
	E	事故事例があるのであれば次亜塩素酸ナトリウムは入れて欲しい。(浅見委員)	御意見の通り追加した。
	F	塩素酸、トリハロメタン、臭素酸については工業的にも生産があるものであるため入れて欲しい。(浅見委員)	塩素酸、臭素酸については御意見の通り追加し、トリハロメタンは物質としての指定が難しいため今後の検討課題とした。
	G	ホスゲンがガスなので物質リストに入らないのでは。(中杉委員)	事故事例を確認したところ、ホスゲンは液体として流出した可能性が高いので、物質リストに残した。
	H	ヘキサメチレンジイソシナートについては、分解性が高い。(中杉委員)	御指摘の通りであるので削除した。
	I	硫酸の濃度、六価クロムについてどうするか。(中杉委員)	今後の検討課題とする。
	J	指定施設は相当数になると思うが自治体は把握しているのか。(古米委員)	PRTRの届出事業所数を主な有害物質や指定物質候補について集計し、管理すべき対象となる施設数の大凡の数を試算した。その結果、現時点においては管理対象となる施設の数は現実的な範囲に収まると見込まれている。(参考資料2-1参照)
	K	化学品工業や、医薬品メーカーは物質リスト対象外の物質を多数取り扱っており、物質リストだけでは対応できないのでは。物質を特定するやり方だけで良いかどうかは別に議論がいるのでは。今後の課題である。(古米委員)	今後の検討課題とする。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 1/12)

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
1. 「事故時の措置」の対象の考え方	1	どこまで事故として定義するのかがわかりづらい。(古米委員)	従来の水質汚濁防止法において対象としてきた事故と同じである旨を記載した。
	2	魚の浮上や河川水の白濁・着色等視認される事故には、不適切な行為が原因となったケースが存在する。不適切な行為について、事故時の措置の対象範囲を検討する際に、扱いを整理しておく必要がある。(柿沼委員)	ここで言う「不適切な行為」が「意図的な放流」を意図するのであれば、事故時措置とは切り離して考え、今後の検討課題とする。
	3	対象となる国民、組織がどのように行動すれば良いのか、理解できるように改善すべき。(平沢委員)	関係者に十分な周知を行うことで対応する。
	4	自然災害は予測のできない事柄で、地域の問題であることから、災害の敷地外の復旧は行政の支援が必須の事柄であると思う。(平沢委員)	事故時の措置は、「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの」であり、その事故が自然災害か人為的災害かにより分けて判断するものではないため、原案通りとする。
	5	事故というものをどのように考えるべきなのか等、適用される局面の定義を明確にする必要がある。 現在「施設の破損等による漏洩」との記述があるが、事業者にはにじみはすなわち漏洩とすり込まれているので、にじみを事故として届け出してしまう可能性がある。「破損等による漏洩」を「破損等による漏洩に続く放流」のように修正してはどうか。(平沢委員)	御意見を踏まえ、「破損等による漏洩」を「破損等による漏洩に続く放流」と修正した。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 2/12)

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
1. 「事故時の措置」の対象の考え方	6	指定物質の定義として、多量に排出された場合に影響を及ぼすものとされているが、毒性が高く、少量の排出が問題となるものは、有害物質として管理するという整理か。(中杉委員)	有害物質はカドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質であり、指定物質は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものである。有害物質と指定物質は毒性のみで分けられるものではないと考える。
	7	油に係る事故時の措置の適用はどのようにするのか。油についても公共用水域への排出と地下への浸透の2つに適用すべきと思う。有害物質についても2つに適用すべきではないか。(中杉委員)	事故時措置が「公共用水域への排出」と「地下への浸透」の両方に適用されるのは、指定物質だけではなく、有害物質や油も同じである。資料5-2の表1の記述は、答申案において、誤解を招かないような記述に修正した。
	8	管理すべき施設の把握をどのようにするのか。施設の届出方法はどのようにするのか。(古米委員)	PRTRの届出事業所数を主な有害物質や指定物質候補について集計し、管理すべき対象となる施設数の大凡の数を試算した。その結果、現時点においては管理対象となる施設の数に現実的な範囲に収まると見込まれている。(参考資料2-1参照)
	9	ある一定期間固定して存在する工事現場は指定施設とすることも意味があるものと思われる。(古米委員)	水濁法自体を変更する必要があり、政令による事故時措置の検討だけで対応することが困難であるため、今後の課題とする。
	10	流通の段階で倉庫で物質を保管する商社や製造メーカーなどで今後管理義務が発生すると、かなり対象となる施設が増えるのではないか。(平沢委員)	既出のNo.8と重複。
	11	廃棄物処理施設は多種類の指定物質を含有しているの で含有量を把握することが極めて難しいが、扱いをどうするか。(平沢委員)	答申案に、「廃棄物は多種類の指定物質を含有している可能性が高く、その種類及び濃度を把握することが困難であるため、廃棄物処理施設の破損等で漏洩事故が発生した場合は、指定物質の濃度把握等に優先して事故時措置を講ずることが必要であると考えられる。」と記載した。
	12	指定施設と特定施設はだぶって指定することが出来るのか。有害物質取り扱い特定施設についても指定物質に係る事故時の対応が必要だと思う。(中杉委員)	水濁法の特定施設(例:電機めつき施設)で指定物質の取扱いがあるなら、その施設は指定施設にも該当することになる。その施設が破損し、有害物質(例:六価クロム)は漏洩せずに指定物質(例:ニッケル)だけが漏洩した場合、その施設の設置者は指定施設に係る事故時措置(法第14条の2第2項)として届出が必要になる。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 3/12)

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
2. 選定の 考え方	13	④に記載のある「動植物の生育環境」は③の水生生物を含む水環境の保全と重なるのでは。(中杉委員)	記載内容について精査し、答申案では下記のように記載した。 ③水生生物への悪影響 水生生物の大量死や、水環境中の生態系に対する悪影響。 ④生活環境への悪影響 汚水等の流出 による生活環境に係る被害(水浴、沿岸の散歩、自然探勝、水産物、農産物等への被害を含み、②及び③の項目にも関連する。)
	14	環境基準としては公共用水域の健康項目のみを対象にしているが、事故による地下浸透の防止も対象とするのであれば、地下水環境基準項目も入れるべきでは。(中杉委員)	地下水環境基準項目を追加した。
	15	水生生物保全に係る要監視項目を除いたのはなぜか。(中杉委員)	御意見をふまえ、水生生物の保全に係る要監視項目について考慮する。
	16	揮発性の物質は水系に排出されても直ちに揮発して大気へ浸入する可能性が高いが、大気汚染を通じての人の健康被害や生活環境の悪化は想定の中に入っているのか。(中杉委員)	水系に排出された後の大気への揮発については現時点では考慮していない。法の目的との整合も含めて今後の検討課題とする。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 4/12)

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
2. 選定の考え方	17	悪臭については、悪臭防止法の中で事故時の対応を行っていると言うことでよいか。(中杉委員)	<p>悪臭防止法では、特定悪臭物質(メチルメルカプタン等の 22 物質)に加え、それらと同等程度に悪臭の原因となる物質を「悪臭原因物」と定義し、それらについて事故時措置の規定が設けられている。しかし、同法に基づく事故時措置は大気中の濃度が規制基準を超える(又はそのおそれが生じた)ときに講ずるものであって、水質事故とは直接関係しない。</p> <p>そのため、悪臭防止を直接の目的に掲げて水濁法の事故時措置を規定することはないが、生活環境保全の一環として悪臭への対応を検討することは可能である。但し、今回は事故時措置の実効性の担保を最優先としたため、物質としての指定が難しい悪臭は、今回の指定対象物質からは外すものとした。</p>
	18	守る対象は、水道水質だけでなく、水生生物保全、水産用水などの面からも物質の洗い出しをした上で算出し、結果として同じ指定物質になるのがよいのではと思う。(古米委員)	物質選定の考え方に関する記述について、御意見を踏まえ修正した。
	19	事故による影響から保護する視点のうち、生活環境の保全については十分な議論を行いコンセンサスを取るべき。(平沢委員)	生活環境項目に係る指定物質の問題点について引き続き議論を行う。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 5/12)

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
2. 選定の考え方	20	事故は物質に限らずすべからず連絡、応急対応を頂きたい。(浅見委員)	御指摘の趣旨は理解できるが、実効性の確保という観点から今般の政令改正による対応は困難と考えられる。今後の課題とする。
	21	異臭味の原因物質、有機物、同定しにくい有害物質については水道水、生活環境の安全を守る上でも重要で入れて欲しかった。(浅見委員)	物質の特定の仕方を含め、今後の課題とする。
	22	pHを大きく変える物質は是非入れてほしい。(浅見委員)	水素イオン濃度(pH)への影響の程度は、流出した水の量や水溶液の濃度等によっても異なるため、厳密な基準を設けることは困難であり、pHを大きく変化させる主な物質を指定物質に列挙しておくことが現実的と考えられる。しかし、pHについては、現在物質までは特定するための情報が不足している状況であるため、水質汚濁防止法で現在対応していない特定施設外から排出される酸及び塩基等の物質については、事故事例から抽出することで対応することとした。(参考資料2-2参照)
	23	要検討項目の中でも、目標数値が示されているものは入れられれば入れてほしい。(浅見委員)	実効性の確保という観点から、今般は毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目である要検討項目については対象外とした。
	24	今後環境基準、水質基準等の改正に伴い、物質リストが自動的に改正されることが望ましい。(浅見委員)	環境基準等の設定と指定物質指定の目的が完全に一致するものではないため、自動的に改正されることをルールとして定めることはしない。
	25	農薬は「農薬」として過去または現在の農薬取締法の対象農薬を入れる方が実効性が高く、水系に与える影響が大きい。(浅見委員)	「指定物質」として指定することが困難であるため今後の検討課題とする。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 6/12)

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
2. 選定の考え方	26	13ページのジェオスミン、2-メチルイソボルネオール「浄水処理における非意図的生成物」とあるのは間違いで、「藻類等により生成される臭気物質」ではないか。(浅見委員)	左記のとおり修正した。
	27	事故事例の着色や濁水の扱いについて、これらはただちに人の健康若しくは生活環境に係る被害に結びつかない。(平沢委員)	着色や濁水は、主に水道水質の保全に関係しており、水質汚濁防止法の目的に合致しない者ではないが、現場での判断が容易ではないといった技術的な問題があり、指定物質として指定することは困難と判断されるため、指定物質には含まない。
	28	環境中に放出されると有害な化学物質に変化するものについてどう考えるのか。例えばエステル類は水と接触すると直ちに加水分解され、酸の形になることが想定されるが、エステルとして有害性を示さなくても酸として有害性を示すことが考えられる。有害物質や指定物質に含まれていないもので、このような特性を示すものはできていないか。最初に外すと後で入れるのが大変になる。(中杉委員)	改正水濁法における指定物質の定義は、「公共用水域に多量に排出・・・被害を生ずるおそれがある物質」とされており、環境中での変化を前提にした定義にはなっていない。その意味では、法律の中で化管法と同様の定義をしておかないと、左記のような物質を指定物質にすることはできないと考えられる。そのため、御指摘の物質が人の健康等に影響する可能性は否定できないが、今回の改正水濁法の規定を前提にすると、そのような物質を指定物質とすることは困難であるため、今後の課題とする。 ＜化管法による第一種指定化学物質の定義＞(抄) ・・・第一種指定化学物質とは、以下の各号のいずれかに該当し・・・政令で定めるものをいう。 一 当該化学物質が・・・支障を及ぼすおそれがあるものであること。 二 ……当該化学物質の自然的作用による化学変化により容易に生成する化学物質・・・であること。
	29	スイミングプールは塩素消毒によりトリハロメタンが大量に生成することが知られており、使用中や火災・爆発等の際の非意図的な生成も将来的には検討の対象となると思う。(中杉委員)	スイミングプールにとって、トリハロメタンは「製造、貯蔵、使用若しくは処理」に該当するとは考えられず、今回改正された水濁法に基づくと非意図的に生成される物質を指定しても実効性が伴わないため、今般は指定物質としては指定せず、今後の課題とする。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 7/12)

分類	意見 No.	指摘事項(要約)	対応状況・方針(案)
2. 選定の考え方	30	<p>生活環境項目関係について、今回検討を行う結果を、指定物質選定の考え方として文章の中に記載することになるのか、検討課題として残すのか。(中杉委員)</p>	<p>水素イオン濃度(pH)への影響の程度は、流出した水の量や水溶液の濃度等によっても異なるため、厳密な基準を設けることは困難であり、pHを大きく変化させる主な物質を指定物質に列挙しておくことが現実的と考えられる。過去の事故事例なども参考にしつつ、塩化水素(塩酸)や水酸化ナトリウムなど、一般に強酸や強アルカリに分類される主要な物質を含めることとする。 その他の項目については今後の検討課題とする。</p>
	31	<p>事故事例が確認された物質に関して、事故事例の多い物質の中で、農薬については対象外の農地からの排出によるものが含まれる可能性がある。対象となる施設からの事例を収集したのであればその点を明記した方が良い。(中杉委員)</p>	<p>頂いた御指摘通り、記述を修正した。</p>
	32	<p>トリハロメタンは環境中に出てから生成するものと、排出前に生成するものとの区別が必要。排出前のものについては、事故による排出が問題となるほど、大量に非意図的に生成しないとして、対象としないという整理ができる可能性がある。 環境中に出てから生成するものについては前述のように親物質を対象とすることが議論になると思う。(中杉委員)</p>	<p>既出の No.28,29と重複。</p>
	33	<p>指定物質としての指定が困難である理由として、用途など機能を表す名称である場合を挙げているが、陰イオン界面活性剤やセメント灰汁は用途での分類とは言い難く、むしろ物質群と言うべきでは。成分によって有害性の強さが異なるものは一括して扱うことができないとするのが1つの考え方であると思う。 また、セメント灰汁は構成成分があきらかでないという整理になるのではないかと。BODもこのような整理ができるかも知れない。 いずれにせよ、「機能を表す名称」という整理はしっくりこない。(中杉委員)</p>	<p>頂いた御指摘を踏まえ「用途など機能を表す名称」という記述を「成分により有害性が異なるもの」、「構成成分が明らかでないもの」と表現を修正した。</p>

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 8/12)

分類	意見 No.	物質(続き)	対応状況・方針(案)
2. 選定の 考え方	34	10. トランス-1,2-ジクロロエチレンと 30. 塩化ビニルは環境基準項目(地下水)として選定すべき。(中杉委員)	No.14と重複。
	35	<p>ナトリウム金属は水と触れると発火して水酸化物になると思われるが、あえてナトリウムとして選定するのか。ナトリウム化合物が問題になるのか、ナトリウム金属が問題になるのか半然としない。</p> <p>ナトリウムイオンは水中に多く存在するので、あえて問題にする必要があるか疑問。問題にするのであれば、排水基準も必要にならないか。</p> <p>52. の水酸化ナトリウムとの整理が必要。また、14 頁「(3)金属化合物について」の記述との整合も必要。(中杉委員)</p>	<p>水道水質基準に「ナトリウム及びその化合物」が指定されていたため、指定物質候補に上がったが、「ナトリウム及びその化合物」では範囲が広すぎることを考慮して「ナトリウム(金属単体)」と限定して提案した。</p> <p>しかし、頂いたコメントのとおり、問題として取り上げる対象が曖昧であることに加え、ナトリウム金属が事故で水に「漏洩」という事態も想定しがたく、ナトリウム金属を積極的に取り上げる必然性は高くないと考えられるため、ナトリウム(金属単体)は指定物質候補から削除した。</p>
	36	アルミニウムについて、土の中にも酸化アルミニウムが含まれており、アルミニウム化合物というと、普通の土を水中に投入することも問題にしなければならなくなるのではないか。(中杉委員)	土壌中に含まれる物質であっても、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質は、指定物質とすることが適当であると考えられるため、原案通りとする。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 9/12)

分類	意見 No.	物質(続き)	対応状況・方針(案)
2. 選定の 考え方	37	37. メチルブチルエーテルは過去にはガソリン添加剤として使われていましたが、現在では使用が停止されている。海外で地下水汚染が問題となって、水質管理目標に加えられたと考えているが、他の用途での使用実態があるのか。(中杉委員)	<p>15509 の化学商品(化学工業日報社)によると、メチルブチルエーテルには、以下のような用途があると記されている(例示のみ)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガソリンのオクタン価向上剤 ②アンチノック剤 ③低沸点溶剤等の混和性改良剤 ④植物油の抽出ならびに精製溶剤 <p>一部の用途はなくなっている可能性があり、生産量も不明だが、現時点で化学商品として取り扱われていることは間違いないようであり、その意味では指定物質の候補とすることに問題はないと考えられる。</p>
	38	53. トリクロロシランや 63. ホスフィン は直ちに水と反応してしまうと思う。分解物の塩素イオン、リン、ケイ素などで、とくに有害というわけではないと思うが、水質保全上、どのような支障が考えられるか。(中杉委員)	<p>トリクロロシランとホスフィンの事故事例は、河川等への流出による水質事故とみなされるものは確認できない。</p> <p>トリクロロシランは水と反応して分解し、塩化水素を発生させるとされている。したがって、トリクロロシラン自体が水質汚濁を通じて人の健康などに被害を生じさせることは考えられない。また、反応して生成する塩化水素は別途指定物質の候補になっているが、水環境中での生成を前提とした物質指定は、現時点では困難である。</p> <p>また、ホスフィンは水と反応して分解するとの知見は確認できないが、沸点が-87℃と低く、常に高圧ガスとして扱われる物質であるため、河川等への流出事故が発生することは考えられない。</p> <p>以上の理由から、トリクロロシランとホスフィンは指定物質の候補から除外した。</p>

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 10/12)

分類	意見 No.	物質(続き)	対応状況・方針(案)
2. 選定の考え方	39	55. ヒドラジン一水和物について、なぜ一水和物だけが対象となるのか。ヒドラジンは生物毒性が高く、一水和物だけでなく、ヒドラジン自体を指定するのがよいと思う。(中杉委員)	御指摘の通り、ヒドラジン自体を指定物質の候補とする形に改めた。
	40	58. メタノールは何が問題になるのか。メタノールを飲むと失明することはよく知られているが、事故による水質汚染でそのようなことが起こるのか。有機汚濁としては問題があるかも知れないが、何か他に問題が起こるのか。(中杉委員)	メタノールの流出事故は起きているが、特に水質の汚染を通じた被害は生じていない。また、メタノールの有害性が問題になるケースは、エタノールの代用として酒に混入されたケースなど、誤飲等による健康被害が生じたケースが大半であり、水環境を経由した問題が指摘されたケースは確認できない。 以上の理由により、メタノールは指定物質候補から除外した。
	41	62. 硫酸ジメチルは水に入ると、直ちに分解するのではないか。硫酸を生成することが問題になると考えるのか。(中杉委員)	硫酸ジメチルによる事故事例があったため指定物質候補とした。 また、15509の化学商品(化学工業日報社)によると、硫酸ジメチルは水と混合した場合、熱や酸の存在下では速やかに分解するが、冷時は「徐々に分解」とされているため、水環境中に硫酸ジメチルの形で存在する可能性は否定できない。 <事故事例>ジメチル硫酸 99% ジメチル硫酸を混合攪拌層に注入する作業中に現場を離れた際に約 20L オーバーフローした。5人の作業員が中和及び回収作業を行った。作業員3人入院、2人通院。

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 11/12)

分類	意見 No.	物質(続き)	対応状況・方針(案)
2. 選定の考え方	42	14頁6行目「(2)溶解性の規定について」に関して、大気への揮発とそれに続く吸入に伴う健康被害の可能性を考えると、溶解性の考慮は不要と考える。ホスゲンも溶液の形で水系に放出される可能性があるのであれば、この経路での問題が考えられるため、対象にするのが適当であると思う。(中杉委員)	原案通りとする。
	43	14頁12行目「(3)金属化合物について」に関して、金属化合物だけでなく、逆に陰イオンを中心に一括して扱っている場合がある。たとえば、塩素酸塩や臭素酸塩がそうである。これらについても説明が必要ではないか。(中杉委員)	御意見を踏まえ、「金属化合物等」に改め、金属化合物以外も含めた形で記述する形に修正した。
	44	少量でも環境中に漏洩した場合は事故時の措置をとるとあるが、これは「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき」と同じ意味ではないのではないか。(平沢委員)	専門委員会の資料中に示した濃度等に関する記述は、「指定物質としては濃度等によるすそ切りをしない」という方針を示したものであり、実際に事故が発生した段階で、すべからず(濃度や数量と無関係に)事故時措置を講ずる必要があるということを示すものではない。委員会資料についてはその旨がわかるように修正した。
	45	金属化合物を一括指定することに問題があると思われる。(平沢委員)	金属化合物の取扱については今後の検討課題とし、包括的に議論を行う。
	46	指定物質と事故事例の因果関係について明確にすべき。(平沢委員)	事故事例より選定された指定物質が、どのような事故事例から選定されたのかそれぞれ具体的な例を示した。(参考資料2-3参照)

表2 委員による指摘事項と対応状況・方針(案) (メール御意見 12/12)

分類	意見 No.	物質(続き)	対応状況・方針(案)
3. 用語の定義	47	水質汚濁防止法の中で、化学物質という用語はどこで用いられているのか。括弧付きの用語のみが法の中で用いられているという整理が良いか。(中杉委員)	<p>専門委員会の資料の中では、有害物質や指定物質、油を総称するものとして「化学物質等」との表現を使ったが、水質汚濁防止法の中で「化学物質」という用語は使われていない。資料5-2の中で使った用語としては、括弧付きの用語と完全には一致しないが、主に表1と表2に示された六個の用語が改正水濁法の中で定義されている</p> <p>本文中の「化学物質」という言葉については、「水質汚濁の防止に係る項目」もしくは「物質」といった表現に修正した。また、生活環境項目を含む場合には、「化学物質」と表現せず、「汚水等の流出」といった表現などに修正した。</p> <p>資料5-2の表1に示したとおり、改正水濁法の第2条第4項で定義されている。</p> <p>改正水濁法では第2条第5項で定義されている。</p> <p>H22.4.28に成立し、H22.5.10に公布された改正水濁法のことである。</p>
	48	<p>生活環境項目は一般的には化学物質と呼ばないのでは。化学物質という用語は使い方を慎重にする必要がある。</p> <p>化管法の定義では確かにすべての物質が化学物質に含まれるが、窒素酸化物や硫黄酸化物は化学物質に含めていない。有機汚濁についても汚濁が激しければ、生物の生息に影響を及ぼしますが、化管法の届出対象物質に含めていない。(中杉委員)</p>	
	49	「指定物質」や「指定施設」はどこで定義されているのか。(中杉委員)	
	50	「油」や「貯油施設等」を定義しているのは、法2条5項ではなく4項ではないか。(中杉委員)	
	51	ここでいう改正はいつの時点の改正を行っているのかを明記すれば良いかもしれない。(中杉委員)	